平成２３年（フ）第１１４号
兵庫県川西市大和東１丁目121番地の６
債務者　山内　美樹
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県養父市八鹿町下網場２番地２
債務者　赤花　幸三
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
奈良市南京終町786番地の５
債務者　安永　幸子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７号
奈良市押熊町1533番地　ＰＯＣＨＩハイツ101号
債務者　黒岡　正和
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
奈良県生駒市上町2297番地
債務者　山岡　　修
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
奈良市小倉町804番地の２
債務者　前畑　　誠
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
奈良県桜井市大字三輪216番地の１
債務者　眞殿　　稔
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
奈良県桜井市大字西之宮185番地の３
債務者　南　　正樹
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
松江市東津田町2168番地81
債務者　久保田理恵
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
松江市西川津町622番地７　コーポ井上102号、前住所鳥取市賀露町北３丁目20番19号
債務者　藤原　佑次（旧姓入江）
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
広島県豊田郡大崎上島町東野1618番地
債務者　小坂　裕敬
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４７号
広島県竹原市西野町1948番地
債務者　坂上　安紀（旧姓三上）
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４９号
広島県竹原市下野町4434番地２
債務者　井場　尚貴
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５１号
広島県呉市吉浦本町１丁目６番５号
債務者　神吉　　宰
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５２号
広島県呉市吉浦本町１丁目６番５号
債務者　神吉　節子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５６号
広島県呉市吉浦宮花町９番18号
債務者　佐々木紀子（旧姓新井）
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５７号
広島県呉市広塩焼１丁目21番19号
債務者　松浦　正樹
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６８号
広島県福山市木之庄町１丁目17番32号　高橋アパート、旧住所広島県福山市本庄町中１丁目30番18号
債務者　うな藤こと　鎌田トモエ
１　決定年月日時　平成23年４月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係